

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第12回会議）議事録

日時：令和3年3月24日（水）18:00～

場所：市役所上杉分庁舎2階第2会議室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、斉藤誠一委員、田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、
渡邊純一委員
以上6名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、中村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長、雫石居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護、地域密
着型通所介護及び夜間対応型訪問介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

斉藤委員：資料1の募集について。募集の仕方だが、市政だよりに掲載の方がいいのでは。

山崎課長：市政だよりは基本的には市民一般の方に対する周知になるため、事業者向けの情
報を市政だよりに掲載することが妥当であるかという点と、市民に対する広報と
いうことが優先されるため、(紙面の都合上)掲載が難しい部分がある。ただ一方
で、特に小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護については、応
募状況が思わしくなく、8期計画の審議の中でも話題になったところであるた

め、そういったところも含め、より効果的な周知の方向について考えて参りたい。

土井委員：資料2について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の廃止の届出が提出されたとのことである。定期巡回随時対応に関しては非常に経営が厳しいということは、よく理解してるところだが、このような大手事業者が撤退をするということは大きい出来事と考える。

撤退に至るまで、仙台市と事業者間で何かやりとりはあったのか。

田口委員：指定を受けてから5、6年近く経っているが、やっぱり、利用者がほとんどいない模様。また定期巡回の場合、それ相応の人員の配置が必要だが、利用者がいないという状況の中で、そういう体制も取れないということで廃止に至ったようだ。

土井委員：このサービスが市民に普及してないということが背景にあると思う。当法人の事業所も一度も黒字になったことはないが、それでも続けてきているという状況であって今のお話は痛いほどわかるのだが。やはり地域の中でこのサービスは重要だということをもっと前面に押し出していくような、アピールも仙台市にお願いできればと思う。

板橋委員：この廃止により、若林区にはもう定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は存しないということになったのか。

高橋主幹：定期巡回・随時対応型訪問介護看護はグループホームのように立地している場所だけをサービス提供場所としているわけではなく、募集時も、事業所の所在地ではなく、どの範囲までサービス提供してもらえるかという形で募集をしている。こちらの法人は、制度創設当初の募集に応募いただいて開所されたが、1年たたずに休止され、そのあとサービスを実際に行っていらっしゃらない。

今回、更新の時期ということもあり法人に意向を確認したところ、廃止をされたという形。サービス提供の圏域が当該事業所の廃止により、なくなったということではなく、中学校区とサービス提供の範囲でいえば、若林区のすべての中学校区に、サービス提供するという事業者は近隣にあるため、若林区が空白になったというわけではない。ただ、サービス提供範囲の維持等に当たっては、事業者のにはかなりご努力をいただいている状態は認識しているところ。

板橋委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、応募事業者がないという状況がずっと続いていると思う。このサービスは、介護状態になってから在宅で生活を送るに当たり重要なサービスだと考えているため、残念である。

山崎課長：斉藤委員の話にもあったがPRをもっと行うという点も重要であると思う。経営上難しいところもあるかもしれないが、そういったところも分析しながら、周知を進めて参りたいと思う。

田口委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は採算の取りづらい事業である。全区を対応

するような定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所もあるため、そこはノウハウを持っている会社が開設するのが一番いいと思う。

土井委員：末期がんの方など、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、使うべき人が使うと非常によいサービス。周知を図っていくことで普及率が上がっていくのでは。

田口委員：資料3だが、開設予定地が都市計画法上の何か、戸数制限に抵触したということだが、数値的な基準は。また、なぜ受けた時に確認できなかったのか。

高橋主幹：建築基準、都市計画に関する基準の適合状況は当課から都市計画担当部署に問い合わせ等を行わず、事業者が直接確認を行うよう依頼している。事業者と所管課が協議を進める中で、戸数の数え方で両者の認識に齟齬があり、後から、基準に抵触することが判明しましたということで辞退された。数値的な基準としては、半径500m以内に50戸という基準。

斉藤委員：当該法人は立地を変えて事業所を開設する予定はあるのか。

高橋主幹：現状では開設の意向をお聞きしていない。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

田口委員：地域密着型通所介護事業の新規指定については、事業譲渡によるものか。

山崎課長：そのとおり。

田口委員：従業員の員数等は譲渡前から変更あるか。

高橋主幹：変更ない。

田口委員：入浴サービスはあるのか。

高橋主幹：実施しない。

田口委員：短時間型はやはり魅力に欠ける。個別機能訓練加算も、来年度単位数が下がる方向で改正されており、経営がなかなか難しい。

板橋委員：譲渡元はほかに介護サービス事業所を展開しているのか。

高橋主幹：仙台市内には他になかったように思う。フランチャイズ店舗だったものが、本社直営になったというもの。

田口委員：このような形態の展開は、本社への手数料が高い。本社の持ち分をとると採算自体取れなくなる。

斉藤委員：グループホームの指定について、申請者はほかに事業所を展開しているのか。

高橋主幹：グループホームや特定施設入居者生活介護事業所をブランド展開している事業所であり、市内でも複数の事業所を開所している。

田口委員：3ユニットでの開所とのことであるが、募集をかけてもなかなか応募がない中学校区であるための特例ということか。

高橋主幹：そのとおり。

田口委員：今般の制度改正で、4月以降3ユニットの場合夜勤の介護職員が、3人ではなくて2人というところまで緩和された。

この要件緩和には議論がまだ未成熟だったにも関わらず、事業者団体が押し切ったため、かなり批判があがった。当該事業所の4月以降の夜勤職員配置状況は。

高橋主幹：今、指定のための手続きで申請をいただいている段階では、制度改正前提ではなく、従前の基準でお話をさせていただいている。緩和された基準に基づいて、夜勤の体制を変えるというお話をいただいた場合は、安全性が確保できるかどうかという点について、聞き取りをしながら、届出などをお預かりさせていただく。事業者として、緩和された基準に基づいた配置ではリスクが高いということをご認識いただくようお願いをさせていただく。或いは、どういった対応していただくかということの確認はしていくが、最終的に、事業所の判断として緩和基準でという話になればというところは、残念ながらある。

田口委員：3ユニットは仙台ではここが初めてとなるのか。

高橋主幹：数事業所存する。3ユニットの事業所は平成16年など制度がスタートした当初に開設されている。

田口委員：ぜひ適切な監査をお願いしたい。しょうがないといえばしょうがないのだが。

斉藤委員：グループホームの利用料について、居住費から、光熱水費まで足し上げると、15万4000円となる模様。介護費用がさらにかかると、おおよそ月20万の費用がかかると思う。年金分がすっぽりもっていかれるという計算なのか。

定員27名入ることだが、どの程度入れれば採算があうのか。事業全体がうまく回ればよいのだが。

田口委員：8割程度充足すれば採算はとれると思うが。

山崎課長：仙台のグループホーム入所率は90%を超えている。

委員長：この資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

斉藤委員：事業所を集めた、事例研究のような場はないのか。

山崎課長：毎年6月にサービスごとに事業者を集め集団指導という形で、いろいろな改善点等を説明しているところ。今年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の関係で、集団指導は行えなかったが、指導の資料をホームページに掲載し、注意喚起を行っている。

今ちょうどコロナウイルスの感染者が非常に増えているところだが、来年度も集団指導も実地指導もできないという状況はできれば避けたい。今のところは個別の実地指導ができればと考えている。

斉藤委員：指摘事項がなかった事業所については優良事業所として、表彰するような仕組みがあればいいのでは。

山崎課長：その辺りが難しい部分があり、スタッフの入れ替わりで課題が発生する事業所もあるため指摘事項がないから優良とは一概に言えない。その時はしっかりと確認なりをさせていただきたいと思っている。表彰に関しては、不勉強でそういったことができるのかどうかも不明であるが、確認させていただきたいと考えている。

板橋委員：参考資料6、随時対応型訪問介護看護事業者についてコールの回数が多い状況が確認されたというものがあるが、回数制限などはあるのか。

栗石係長：頻回コールについて回数制限は明確にはないが、その方の状況に合ったサービスとして適切かという観点で、検討が十分ではなかったという点での指摘である。

板橋委員：モニタリングやアセスメントがきちんとされてなかったために、コールの回数が多いのではないかという指摘ということか。

栗石係長：コールが多い状況を、チームの中でも検討しきれていなかったという点での指摘である。

宮林委員長：事例収集分析が十分行われていないという指摘事項があるが、全国どこのグループホームでもたくさんヒヤリハットはあると思う。

そういったものを、集団指導において事例紹介したり、斉藤委員がおっしゃるように検討会をするのも、教育者の立場から、とても興味がある。

他になれば、この資料にある事業者の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

田口委員：新型コロナウイルスの関係で、特に通所介護が利用控え等々で減収となっている。

我々が所属する民間事業者の団体に調査をしたのだが、1月を1年前の1月と比べると、40事業所で調査したところ、延べ利用者の数が、マイナス7.6%。

1事業者当たり43人、平均の顧客単価が9000円台なのでそれを掛け算すると大体、1事業者40万ぐらいの減収になっている。特に仙台は3月はもっと下がるのでは。他の自治体では第1波の対応として、8億円ぐらい投じて経営助成をしているところもある。仙台はまだそこまでいってないが、今の状況からい

うと、2月からの3ヶ月の実績ではもっと減収は大きくなる。

事業者の経営も大変なのであるが、利用者が必要なサービスを利用できなくなるリスクもあると思う。補助について検討していただきたい。特に小規模事業所はこれで相当ダメージがあり、事業の引き取り手がないまま廃止というパターンも当然出てくると思われる。

土井委員：私どもの法人でも、今まで一度も赤字決算を受けたことはなかったが、今年度は確実に赤字である。

山崎課長：減収については、季節的なものなど、さまざまな要因があると思う。

介護事業の状況と、国のいろいろな支援措置をみながら分析をし、考えていきたい。一方で、そのほかの産業とのかねあいもあるため、市として総合的に何ができるか考えていきたい。

田口委員：この状況は国でも把握しており、今年度については、暫定措置ということで、二つランク上の報酬が請求できるようになっている。これが新年度では、前年同期5%以上延べ利用者が減少した事業所に対して、最大で6ヶ月、3%の報酬の上乗せをするというようなこととなっている。ということは、5%以上だと3%の上乗せがあるということで、実際はマイナスである。これが、実際私たちの調査で1月の段階では7.6ポイント下がっており、国の補填措置だけでは足りなくなっている状態にある。ぜひ、国の予算を使っていただいて、(市からの補助を)検討してもらいたい。介護はなくてはならないサービスなので。

斉藤委員：特養施設で今、クラスターが発生しているが、どのような対応措置を取っているのか。また仙台市でも近くワクチン接種が始まると思うが、どういった優先順序で摂取が始まるのか。高齢者の中でも、どの年齢層から優先的に摂取させるなど。

山崎課長：高齢者施設のクラスター対策に関して、昨年7月にチェックシートを各施設にお願いして確認してもらっているところ。

感染者が発生した場合は、保健所の方で(施設に)参りまして、ゾーニングとかそういった指導を行うということと、あとはPCR検査を、必要に応じて、施設内全員に対して実施するなどの対応をとっている。ただ、検査を行った段階で感染がわからない場合もあるため、1回検査を行った後に、1週間ぐらい置いてもう1回検査を行ったりなどの対応をとっている。

またスタッフが不足するようなケースがあれば宮城県を中心に、老協協などの団体にも連携してもらい、職員の応援派遣の体制をとっている。

あとは防護用品が不足するケースがあるが、施設での備蓄をお願いしつつ、厳しい場合は県とも協力しつつ市から配布を行うといったケースがある。

もう1点、ワクチン接種については介護事業支援課ではなくワクチン室が主体

で実施しているが、高齢者施設の中でも特別養護老人ホームからまず優先して実施する形で考えている。ワクチン室と連携をし、ワクチン接種の時に、医師の協力が見込めるところについては、嘱託医に打っていただく、協力が難しい場合は医師会に依頼し、医師を派遣してもらい、4月末から順次接種を開始していく形で考えている。特養やグループホームなど施設系の高齢者についてまずワクチンを接種して、その後にその他の高齢者の方についてワクチン接種するような形で今のところ考えていると聞いている。

接種の優先順位の年齢的な部分については情報を持ち合わせていないが、先に述べた形で接種を進めているということに関係課から聞き及んでいる。

斉藤委員：蔓延防止に対して物的人的な措置、PCR検査も一応は1回ないし2回体制で実施するなど、万全の体制を立てているということで理解してよいか。

山崎課長：万全の体制というと難しいところがあるが、少しでも早く収束するように取り組んでいるところ。

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会